# 鳥取県東部広域行政管理組合 令和2年度 第1回正副管理者会議

## 一 日 程 一

【1】開	j	会
【2】管	理者	· あいさつ
【3】議 [1]		事 臨時会(令和2年5月18日招集予定)提出議案 鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に 関する条例の制定について《議案第7号》(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
[2]	1 ②	可燃物処理施設整備事業について 令和2年度の国費内示状況 可燃物処理施設整備事業の進捗状況 新可燃物処理施設名称選考スケジュール 資料 5
[4] <del>{</del> [1] [2]	今後	 : <b>の</b> 行事予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
【5】閉		会

## 令和2年度 第1回正副管理者会議出席者

## [ 正副管理者 ]

職名	氏 名
管理者 鳥取市長	深澤義彦
副管理者 岩美町長	西垣英彦
副管理者 智頭町長	寺谷誠一郎
副管理者 若桜町長	矢 部 康 樹
副管理者 八頭町長	吉 田 英 人
副管理者 鳥取市副市長	羽場恭一

## [ 鳥取県東部広域行政管理組合 ]

局	職名	氏 名
	事務局長	遠 藤 全
	次長兼総務課長	保木本英明
	総務課長補佐兼庶務係長	中 本 恵
市 玖 巳	総務課主幹	岸本定典
事務局	福祉環境課長	小清水輝彦
	福祉環境課環境管理係長	有 田 清 則
	施設建設課長	高田三朗
	施設建設課長補佐	前田武彦
	消防局長	福田昭英
	次長兼鳥取消防署長	渡辺定弘
	次長兼消防総務課長	田 住 浩
海 叶 <b>甲</b>	消防総務課長補佐	吉田 正
消防局	警防課長	山下行正
	警防課長補佐	鹿田幸人
	情報指令課長	西尾昭彦
	予防課長	下 山 秀 美

#### 【3】議事

- [1] 議会臨時会(令和2年5月18日招集予定)提出議案
  - 1 鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について≪議案第7号≫(案)

#### 議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2第1項の規定に基づき、管理者若しくは委員又は職員(法第243 条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「管理者等」 という。)の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要 な事項を定めるものとする。

#### (損害賠償責任の一部免責)

- 第2条 組合は、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任を、管理者等が執務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、管理者等が賠償の責任を負う額から、管理者等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる管理者等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。
  - (1) 管理者 6
  - (2) 副管理者又は監査委員 4
  - (3) 消防長 2
  - (4) 職員(前号に掲げる職員を除く。) 1附 則
  - この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるためである。

#### 2 財産の取得について≪議案第8号≫(案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

- 1 取 得 目 的 高規格救急自動車の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
- (1) 種 類 高規格救急自動車
- (2) 数 量 2台
- 3 取 得 方 法 指名競争入札
- 4 取 得 金 額 金33,220,000円
  - (うち消費税及び地方消費税の額 金3,020,000円)
- 5 取得の相手方 鳥取市天神町3番地

鳥取トヨタ自動車株式会社

代表取締役 米原 良

#### 提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例(昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号)第3条の規定により議決を得るためである。

#### 3 財産の取得について≪議案第9号≫(案)

議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

- 1 取 得 目 的 高度救命処置用資機材の更新に伴い、新規に取得するため
- 2 取得する財産の表示
- (1) 種 類 高度救命処置用資機材
- (2) 数 量 2式
- 3 取 得 方 法 指名競争入札
- 4 取 得 金 額 金32,956,000円
  - (うち消費税及び地方消費税の額 金2,996,000円)
- 5 取得の相手方 鳥取市千代水4丁目52番地 小西医療器株式会社 鳥取営業所 所長 田中 久則

#### 提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例(昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号)第3条の規定により議決を得るためである。

#### 4 専決処分事項の報告及び承認について≪議案第10号≫(案)

議案第 号

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

#### 専 決 処 分 書

令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の補正 予算について、専決処分をする。

令和2年3月31日専決

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算(第4号)

### 提案理由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により議決を得る必要があったが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分をしたものである。

令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算(第4号)

令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の補正は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和2年3月31日専決

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

# 第1表

# 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)			(単位 千円)
款	項	事業名	金額
5 消防費	1 消防費	八頭消防署智頭出張所新築事業	23, 839

#### 1 繰越明許費

(単位 千円)

				左	の財	源 内	訳	(7-12-111)
事 業 名	費目	令和元年度 予 算 額	繰 期 許 費	特	定 財	源	一般財源	繰越理由
				国県支出金	地方債	その他	加又火门仍尔	
八頭消防署	13 委 託 料	49, 615	23, 839		19, 600	4, 239		設計内容の調整 に時間を要したた
智頭出張所新築事業	計	49, 615	23, 839		19, 600	4, 239		に時間を安したため。

#### 5 繰越明許費繰越計算書について≪報告第1号≫(案)

報告第 号

繰越明許費繰越計算書について

令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算の内、次のとおり繰越明許費に係る予算を翌年度に繰越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第146条第2項の規定により報告する。

令和 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

## 令和元年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事	業	名	金	額	翌年度繰越額
5 消防費	1 消防費	八頭消防署	智頭出張	所新築事業	49, 6	515, 000	23, 839, 000

(単位:円)

	左 の	財 源	内 訳	
既 収 入	未『	仅 入 特 定 貝	才源	一般財源
特定財源	国県支出金	地方債	その他	加文尺寸初示
13, 539, 000		10, 300, 000		

## 【4】その他

# [1] 今後の行事予定について

日時	会議名等	場所	備考
5月11日(月) 10:00	~ 議会運営委員会	鳥取市役所会議室	
5月18日 (月) 10:00-	議会臨時会	鳥取市役所議場	正副管理者出席

# [2] その他